

○飯塚市指定特定相談支援事業者等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第1項第1号に規定する指定障がい児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対し、障害者総合支援法第10条第1項及び第51条の27第2項並びに児童福祉法第24条の34第1項及び第57条の3の2第1項に基づいて行う指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導の方針)

第2条 事業者等に対する指導は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準(以下「運用基準」という。)について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 指定特定相談支援事業者 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)及び厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)
- (2) 指定障がい児相談支援事業者 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)及び厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)

(指導の形態)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 事業者等に対してサービス等の取扱い、自立支援給付又は障がい児相談支援給付(以下「相談支援給付等」という。)に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例に基づく指導内容に応じて、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導 事業者等の事業所において実地に行う。

(指導対象事業者の選定)

第4条 指導対象事業者は、毎年度計画を定めて選定するものとする。

(指導方法等)

第5条 指導の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知するものとする。

イ 集団指導は、サービス等の取扱い、相談支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導対象となる事業者等を決定したときは、実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等をあらかじめ通知し、事前に関係書類を提出させるものとする。

イ 実施指導は、関係法令に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものとする。

(指導結果の通知等)

第6条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項又は相談支援給付等に係る費用の請求について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則30日以内にその旨を通知するものとする。

2 当該事業者等に対して、前項の規定による通知後、原則30日以内に書面による報告を求めるものとする。

(指摘に伴う自主返還措置)

第7条 実地指導において、サービス等の内容又は相談支援給付等に係る費用の請求に関し不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行うものとする。

2 前項による自主点検の結果は、書面による報告を求めるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行うものとする。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に著しい運用基準違反又は相談支援給付等に係る費用の請求に不正が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに次条で規定する監査を行うことができるものとする。

(監査の方針)

第9条 監査は、事業者等のサービスの内容等について、障害者総合支援

法第51条の28第2項及び第51条の29第2項若しくは児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又は相談支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。
(監査対象事業者の選定)

第10条 監査は次に掲げる情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 相談支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (3) 実地指導において確認した情報

(監査方法等)

第11条 監査対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、日時、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を通知し、事前に関係書類を提出させるものとする。ただし、第8条の規定により実地指導から監査へ変更した場合又は緊急を要する場合は、この限りでない。

2 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第12条 監査の結果、次条に規定する措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項について、当該事業者等に通知するものとする。

2 前項で通知した事項について、当該事業者等に通知後30日以内に書面により報告させるものとする。

(行政上の措置)

第13条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められたときは、直ちに次条から第16条までに規定する行政上の措置をとるものとする。

(勧告)

第14条 市長は、当該事業者等が障害者総合支援法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当すると認める

ときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により当該各号に定める措置をとるべきことを勧告するものとする。

- 2 市長は、前項の勧告に事業者等が従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

(命令)

第15条 市長は、前条第1項の勧告を受けた事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の命令をしたときは、その旨を公示する。

(指定の取消し)

第16条 市長は、指定基準違反等の内容が障害者総合支援法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止(以下「指定の取消し等」という。)するものとする。

(聴聞等)

第17条 市長は、当該事業者等が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められるときは、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第18条 市長は、勧告、命令又は指定の取消し等を行った場合に、相談支援給付等の全部又は一部について障害者総合支援法第8条第1項又は児童福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収(返還金)として、徴収を行うものとする。

- 2 市長は、命令又は指定の取消し等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

(福岡県への特別検査の要請)

第19条 市長は、福岡県が業務管理体制の監督権者である事業者等が不正行為を行い、指定の取消し等を行うに当たっては、「業務管理体制の整

備等の施行について(平成24年3月30日付け障企発0330第5号・障障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)」第2の4の(2)のイ、障害者総合支援法第51条の32第3項及び児童福祉法第24条の39第3項に基づき業務管理体制の整備に関する権限行使(特別検査の実施)について、福岡県知事に要請するものとする。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。